

(一財) 北海道アイスホッケー連盟協賛会員規定

(目 的)

第1条 本規定は、一般財団法人北海道アイスホッケー連盟（以下「当連盟」と言う。）定款第4条各号の事業達成に資するため、協賛会員及び協賛会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資 格)

第2条 協賛会員は、当連盟の事業目的に賛同し、当連盟が実施する事業の遂行に必要な費用に充当するため毎年度会費を納入する個人及び団体（法人）とする。

(会費及び会費の使途)

第3条 協賛会費は、個人及び団体とも1口10,000円とし、口数の制限はなく毎年6月末日までに納入するものとする。

2 協賛金は、一般会計に繰入れ本道におけるアイスホッケー及びインラインホッケーの普及振興に係る事業、特に小・中学生の普及振興に係る事業経費に充当するものとする。

(加 入)

第4条 協賛会員として入会しようとする個人及び団体（法人）は、毎年6月末日までに協賛金を添えて会長に申請書を提出しなければならない。

(特 典)

第5条 協賛会員は、次の特典を受けることができるものとする。

- 2 当連盟が主催する有料大会の観戦
- 3 当連盟が開設するホームページにおける協賛会員名の掲載
- 4 当連盟が主催する大会プログラムの協賛会員名の掲載
- 5 当連盟から各種情報の提供

(報 告)

第6条 協賛会員は、当連盟から毎年1回事業の概要についての報告を受けることができるものとする。

(退 会)

第7条 協賛会員を退会しようとするものは、当連盟に退会届けを提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附則 この規定は、平成23年4月1日より施行する。